教育福祉委員会審査日程表

日時　平成２６年９月１７日（水）
午前９時３０分開議
場所　第３・４委員会室

第１　請願第２号　安全・安心の医療・介護実現のため、夜勤改善・大幅増員を求める意見書を国に提出することを求める請願書

第２　陳情第１０号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

第３　議案第５２号　平成２５年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第４　議案第５０号　平成２６年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第５　議案第５１号　平成２５年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第６　議案第４９号　平成２６年度流山市介護保険特別会計補正予算（第１号）

第７　議案第５３号　流山市地域支え合い活動推進条例の制定について

第８　議案第５７号　流山市保育の実施に関する条例の全部を改正する条例の制定について

議案第５４号　流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第５５号　流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第５６号　流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第９　所管事務の継続調査について

流山市地域支え合い活動推進条例　各条項の主点

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、平常時、災害時を問わず、地域における支え合い活動が支援を必要とする者に対する支援にとって有効であることに鑑み、地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う者の遵守すべき事項等を定め、もって支援を必要とする者が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

《解説》

本条では、本条例の目的として、地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とずる者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う団体等の遵守すべき事項等を定め、もって支援を必要とする方が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することとしている。

（定義）

第２条　この条例において「支え合い活動」とは、支援を必要とする者に対する次に掲げる活動をいう。

（１）日常的に生活の状況を見守る活動

（２）前号の活動に付随して行われる日常生活を支援するための活動

（３）市等が実施する保健医療サービス、福祉サービスその他の支援を必要とする者が必要とするサービスを円滑かつ適切に利用することができるようにするための活動

（４）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該支援を必要とする者の生命、身体又は財産を円滑かつ迅速に保護することができるようにするための活動

２　この条例において「支援を必要とする者」とは、次に掲げる者をいう。

（１）７５歳以上の者のみで構成される世帯に属する者

（２）身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）の規定により身体障害者手帳（障害の程度が１級又は２級であるものに限る。）の交付を受けている者

（３）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が１級であるものに限る。）の交付を受けている者

（４）千葉県の定めるところにより療育手帳（障害の程度がⒶ、Ⓐの１、Ⓐの２、Ａの１又はＡの２であるものに限る。）の交付を受けている者

（５）介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により要介護状態の区分が要介護３以上の認定を受けている者

（６）前各号に掲げる者のほか、市長が支援を必要とすると認めた者

３　この条例において、「自治会等」とは、自治会及び自治会以外でその構成員のために支え合い活動を行う団体であって、当該支え合い活動が自治会の行う支え合い活動に準ずると市長

が認める団体で、かつ、規約の定めがあるものをいう。
4　この条例において、「関係機関」とは、市内において支え合い活動を行う公共的団体等（自治会等を除く。）をいう。

《解説》

本条では、本条例における用語の意義を定義している。

「支え合い活動」には、市から提供された情報をもとに、新聞受けに新聞がたまっている等外部的な特徴に注意を払うことにより日常的な異変を発見して市に連絡するという形の見守り活動や、本人の同意に基づき行う一対一の見守り活動がある。

これらの見守り活動としては、自治会、地区社会福祉協議会、事業者等が日常的な活動、業務の中で行う「地域見守りネットワーク事業」「声の訪問事業」や、民生委員・児童委員等が行う戸別訪問などの活動が行われている。

さらに、これらの見守り活動に付随して無理のない範囲で行われる声かけ、買い物、ごみ出し等の日常生活を支援する活動ほか、地域活動等への参加呼びかけや必要に応じて公的サービスへ結び付ける活動などがある。

なお、対応拒否、虐待、認知症などの困難な課題を抱えている方に対しては、地域包括支援センター等が専門的知識をもって定期的な訪問を行い、必要に応じて福祉・介護・医療などのサービスに繋ぐ活動もあるが、地域における見守り活動は、専門的な対応ではなく、その地域における活動の進展や実状を踏まえて、誰もが無理のない範囲で日常的に助け合いの気持で行うことができる活動であることが重要だと考えている。

また、地域見守りネットワーク事業そのものは、平常時の活動が中心だが、「平常時から災害時へ」という視点を持ち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害時避難行動要支援者に対して円滑かつ迅速に避難支援等が出来るよう、支援を必要とする方の情報を整理し、あらかじめ避難支援等関係者に提供できるようにする必要がある。

地域において支え合い活動を行う場合に、支援を必要としている者がどこにいるのかを把握し、支え合い活動に用いるための名簿を可能な限り漏れのないよう作成する必要がある。

「支援を必要とする者」については、地域における支え合い活動による支援の必要性が高いと思われる、７５歳以上のひとり暮らし等の高齢者や地域で生活を継続する場合に周囲の理解や日常的な支援を必要とする場合がある障害者及び要介護認定者のうちで比較的重度の者を対象者とした。

これらの対象者については、「地域見守りネットワーク事業実施要綱」における対象者及び「災害時要援護者避難支援計画」に規定する要援護者との整合を図っている。

ただし、高齢者のみの世帯に属する者については、働いている者が少なく、通院・入院する方が多くなる「後期高齢者」を７５歳以上としていること。７５歳未満の元気な方には、見守り等の活動を行う側に回ってもらいたいという考えから、７５歳以上とすることとした。（災害時要援護者避難支援計画については、本条例との整合を図り、見直しを予定。）

なお、対象者を一律に６５歳以上とした場合には、見守り等を必要としていない者が相当数含まれることとなる可能性がある。地域において支援する側である自治会等のマンパワーにも限りがあり、過度な負担となることも懸念されることから、まずは孤独死や被災のリスクが高い者として、ひとり暮らし等の７５歳以上の高齢者を重点的・優先的に対象とし、名簿の整備を進めていく必要があると考えている。

名簿を作成する上では一定の要件を定める必要があるが、必ずしも、その要件にあてはまら

ない支援を必要とする者（例えば、上記に当てはまらない高齢者や障害者、要介護認定者、難病患者、乳幼児、両親とも病気がちの児童、妊産婦、外国人等で、周囲からの支援を必要とする者）もいるので、本人からの申し出があれば、市がその必要性を判断し、名簿への登載を行うこととしている。

本条例における「自治会等」については、「町会」という名称のものを含めた１７６の所謂「自治会」のほか、自治会が組織されていないマンション等において支え合い活動を行おうとする管理組合等も「自治会等」に含めて定義している。

本条例における「関係機関」については、市内において地域における支え合い活動を行う公共的団体等（上記の「自治会等」を除く。）としている。具体的には、支援を必要とする者の当事者団体（老人クラブ連合会・障害者団体連絡協議会・保育園父母会連絡会等）、ボランティア関係団体（ＮＰＯ・ボランティアセンター等）、防災関係団体（自主防災組織・消防団・消防協力隊等）、福祉関係団体（社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・地域包括支援センター・介護支援専門員連絡会・シルバーサービス事業者連絡会・健康づくり推進員連絡協議会・医師会・歯科医師会・薬剤師会等）、その他の関係団体（民間保育所協議会・私立幼稚園協会・小学校・中学校・高等学校・専門学校・大学・国際交流協会等）、行政機関（警察・消防・健康福祉センター・児童相談所等）等を想定している。

（基本理念）

第３条　地域における支え合い活動は、支援を必要とする者が住み慣れた地域において社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目標とし、地域における支え合い活動が市、市民、自治会等、関係機関及び事業者がそれぞれの役割を果たすことにより、その実現が図られるものでなければならない。

２　地域における支え合い活動は、支援を必要とする者の意思を尊重するとともに、その尊厳に十分配慮して行われなければならない。

《解説》

地域における支え合い活動は、市だけではできず、地域住民だけでも不十分である。

次条以降に規定する市、市民、自治会等、関係機関、事業者がそれぞれの役割を理解し、相互に連携・協力して、地域での支え合い活動を拡大・促進していくことにより、誰もが孤立することなく安心して生活できる地域社会の実現を図っていく必要がある。

また、支え合い活動にあたっては、日常の生活に不必要に介入し、その対象となる市民の権利や尊厳が損なわれないように、十分配慮して活動を行う必要がある。

（市の役割）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、自治会等、関係機関及び事業者における支え合い活動の連携が図られ、かつ、効果的に実施されるようにするため、地域における支え合い活動に関する施策を実施するものとする。

２　市は、支援を必要とする者を把握するとともに、地域における支え合い活動が円滑かつ効果的に行われるようにするため、支援を必要とする者の状況に関し必要な調査を実施し、支援を必要とする者に係る情報を収集するとともに、当該情報の効果的な利用を図るものとする。

《解説》

地域での支え合い活動を推進するために、市は、自治会等、関係機関、事業者とも連携を図りながら必要な調査を行い、支援を必要とする者の状況を把握し、緊急時の連絡先等の支え合い活動に係る情報の収集を行なう必要がある。また、それらの情報を有効に活用して、支え合い活動の推進を図る必要がある。

また自治会等の主体性を尊重しつつ、地域におけるさまざまな主体による支え合い活動が相互に連携が図られ、効果的に行われるような施策を実施していく必要がある。

（市民の役割）

第５条　市民は、基本理念を理解し、自ら支え合い活動を主体的に行うよう努めるとともに、地域における支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

《解説》

安心して暮らせる地域社会をつくるためには、全ての市民が地域社会の一員として相互に助け合い、地域の課題を解決していくという視点が欠かせない。また、多くの市民が、そのことを理解し、支え合い活動に協力することが求められる。地域あるいは隣近所で支援が気軽に行える、あるいは受けられるという関係が増えていくことが必要である。

また、自治基本条例第６条第１項では、自治会等の地域コミュニティが市民自治によるまちづくりの担い手であることを市民が認識し、積極的に加入し、活動に関わるように努めるとされていることも踏まえて、自治会等が行う支え合い活動に市民が協力するよう努めることを規定した。

（自治会等の役割）

第６条　自治会等は、地域における支え合い活動の中心的主体であることを認識し、基本理念にのっとり、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

《解説》

市の基本的な考え方として、地域と連携して事業や施策を行う場合、自治会の協力なくしては成り立たたないものと認識している。また、安心して暮らせる地域社会づくりのためには、その地域の実情を最もよく理解し、地域のコミュニティ活動の中核を担っている自治会の役割が不可欠である。市としては、自治会を地域における支え合い活動の中心的主体として期待しており、本条において自治会等の役割を明記した。

また、他の自治会等、関係機関、事業者の行う支え合い活動との連携・協力の必要性を規定している。

（関係機関の役割）

第７条　関係機関は、基本理念にのっとり、支え合い活動と自らの事業を連携させることにより、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

《解説》

自治会等以外の関係機関の役割として、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、その他の関係機関について、それぞれの事業を通じて、支え合い活動を

行うよう努めることを規定した。

また、自治会等、他の関係機関、事業者の行う支え合い活動との連携・協力の必要性を規定している。

（事業者の役割）

第８条　事業者は、基本理念にのっとり、その業務を通じて、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

《解説》

市内には多くの店舗・商店街、介護事業者など、さまざまな事業活動が存在しており、各種宅配、新聞の配達、商店街での買い物など日常生活のさまざまな場面での接点がある。

多くの事業者から、地域における支え合い活動への理解と協力を得ることにより、早い段階での課題の発見、解決につながるものと考えられることから、事業者の役割として、業務を通じて支え合い活動を行うよう努めることを規定した。

また、自治会等、関係機関、他の事業者の行う支え合い活動との連携・協力の必要性を規定しています。

第２章　情報の提供等

（団体等に対する情報の提供）

第９条　市長は、地域における支え合い活動を推進するために必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、次に掲げる団体、者又は機関（以下「団体等」という。）に対し、次条から第１６条までに定めるところにより、支援を必要とする者（介護保険施設、障害者支援施設、介護保険法第８条第１１項に規定する特定施設等に入所し、又は入居し、当該施設等が生活の根拠となっている者を除く。以下この項において同じ。）に係る情報を提供することができる。

（１）自治会等

（２）民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）に定める民生委員

（３）介護保険法第１１５条の４６第３項の地域包括支援センター

（４）社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０９条第１項の市町村社会福祉協議会

（５）地区社会福祉協議会

（６）警察法（昭和２９年法律第１６２号）第５３条第１項の警察署

（７）消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第９条の消防本部、消防署及び消防団

（８）前各号に定めるもののほか、第２条第２項第６号に掲げる支援を必要とする者に対して支え合い活動を行う者

２　前項の規定により提供することができる情報は、支援を必要とする者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び支援を必要とする事由並びに支え合い活動を行うに当たり市長が特に必要と認める事項（以下「情報」という。）とする。

３　第１項の規定による情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿（以下単に「名簿」という。）を書面で提供することにより行うものとする。

《解説》

名簿については、地域で支え合い活動を行うすべての団体にあらかじめ提供することが効果的だと考えられるが、個人情報の保護の観点から、すでに法律や条例により守秘義務の課され

ている民生委員・児童委員、地域包括支援センター、警察署、消防機関のほか、地域全体の様々な課題を担っている公共的な団体である自治会等、社会福祉法人流山市社会福祉協議会（市町村社会福祉協議会）、地区社会福祉協議会に対して、地域における支え合い活動を推進するために必要な範囲内で提供を行うこととしている。

地域包括支援センターについては、平成２４年度の介護保険法の改正では、高齢者が地域で自立した生活を営むことを可能とする地域包括ケアシステムの構築が市町村の責務として規定され、当システムでは、医療・介護・予防・住まいと並んで、「見守り」等の生活支援が位置づけられている。地域の力だけでは解決できない困難なケース等においては、地域包括ケアのコーディネートを担う地域包括支援センターの専門性を活かした見守りが必要になる。なお、地域包括支援センターの設置主体は、市町村又は市町村から委託を受けたものとされており、本市では４地区（日常生活圏域）すべてを社会福祉法人等に委託し、法人が設置していることから、本条に情報提供できる団体等として規定している。

本条に規定される「地区社会福祉協議会」については、社会福祉法第１０９条第２項に規定されている指定都市の区に対応した「地区社会福祉協議会」とは異なり、流山市内１５小学校区別に組織されている任意のボランティア組織である。

地区社会福祉協議会は多くの地区で見守り活動を行っていることから、本条例にも名簿を提供できる団体等に位置付けている。

警察については、災害時の避難支援等関係者として、また徘徊高齢者の早期発見と保護を目的としたＳＯＳネットワークにおける連携の必要性などから、流山警察署に情報提供を行うこととしたいと考えている。

消防機関については、流山市消防本部、市内各消防署のほか、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている消防団を含んでいる。

児童委員については、条文に明記していないが、第２条第２項第６号に規定する「その他市長が支援を必要とすると認めた者」に乳幼児、児童、妊産婦等のうち、支援を必要とする者が含まれる可能性があるため、本条では（８）として、「第２条第２項第６号に掲げる支援を必要とする者に対して支え合い活動を行うもの」を規定し、これに児童委員を含んでいる。

なお、施設等に入所（入居）している者については、対象者の所在が明確であり、地域における支え合い活動による支援は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）を優先する必要があることから、施設等に入所（入居）している者は除くこととしている。なお、「施設等」には、有料老人ホーム、グループホーム、ケアハウス等を含めている。

名簿により提供する情報については、改正災害対策基本法第４９条の１０第２項に規定する避難行動要支援者名簿への記載事項と整合を図り、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、支援を必要とする事由並びにその他市長が支え合い活動を行うに当たり必要と認める事項に限定している。

名簿については、電子情報による提供では複製等がより簡単になり、情報の流出等に対する懸念があることから、紙の名簿により提供することとした。

本条については、日常的な見守り活動や災害の発生に備えて平常時にあらかじめ情報を提供できる場合を定めており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急時の場合においては、例外として第１７条の規定に従うものとしている。

（７５歳以上の者のみで構成される世帯に属する者に係る情報の提供）

第１０条　市長は、前条第１項の規定により団体等に対し支援を必要とする者（第２条第２項第１号に掲げる者に限る。）に係る情報を提供しようとするときは、当該支援を必要とする者からの同意を得ることなく、これを行うことができる。ただし、規則で定めるところにより行う支援を必要とする者に対する各情報の提供の可否に対する意思の確認（以下「情報提供に係る意思の確認」という。）において、当該支援を必要とする者から不同意の申出があった場合は、当該支援を必要とする者に係る当該情報の提供を行ってはならない。

（身体障害者手帳の交付を受けている者等に係る情報の提供）

第１１条　市長は、第９条第１項の規定により団体等に対し支援を必要とする者（第２条第２項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）に係る情報を提供しようとするときは、情報提供に係る意思の確認において、当該支援を必要とする者（その者が未成年者であるときは、その保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。次条において同じ。））の同意を得た後でなければ、これを行ってはならない。

（市長が認めた者に係る情報の提供）

第１２条　市長は、第９条第１項の規定により団体等に対し支援を必要とする者（第２条第２項第６号に掲げる者に限る。）に係る情報を提供しようとするときは、当該支援を必要とする者（その者が、同項第２号から第４号までに掲げる者に準ずる者である場合において当該者が未成年者であるときはその保護者）からの申出があった場合でなければ、これを行ってはならない。

《解説》

名簿への登載は、全員の同意を得て行うことが望ましいと考えるが、その結果、支援を必要とする者の多くが名簿から漏れてしまうのでは、地域における有効な支え合い活動の促進に支障となる。

国では、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成１８年３月２８日）、厚生労働省関係課長連名通知（平成１９年８月１０日）「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」において、情報の収集・共有方式として①「手上げ方式」（自ら希望した者により情報を収集する方式）、②「同意方式」（要援護者に働きかけ同意を得た者により情報を収集する方式）、③「関係機関共有方式」（同意を得ない場合でも条例等で個人情報の提供が可能になる規定を整備し関係機関で共有する方式）を例示している。

また、改正災害対策基本法第４９条の１１第２項では、名簿情報の事前提供について、本人の同意があることが前提とされているものの、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が条例で別に定めている場合は、本人の同意を要しないこととされている。

これを踏まえ、本条例では下記のとおり、取扱うこととする。

(1) ひとり暮らし等７５歳以上高齢者（③関係機関共有方式（逆手上げ方式））

原則として、第２条第２項の（１）の対象者全員を「本人同意なし」に、名簿に登載することとした。ただし、当該名簿への登載をどうしても望まない者がいるので、名簿を提供する前に第２条第２項の（１）の対象者全員に通知を行い、団体等に提供する名簿への登録を拒否する機会を担保し、不同意の意思表示があった場合にはその意思を尊重し、情報の提供は行わないものとした。

本来は全ての対象者に理解を得て、同意を得た上で、情報提供する名簿に登載することが望

ましいと考えるが、７５歳以上の高齢者については、福祉・介護・医療サービスとの接点がない者などが名簿から漏れ「孤独死」などに繋がることも懸念されるため、「逆手上げ方式」を採用することとしている。

(2) 比較的重度の障害者・要介護認定者（②同意方式）

第２条第２項の（２）～（５）の対象者全員に通知を行い、名簿への登載に同意する者のみを登載することとした。

これは、障害の状況等により、周囲の支援が必ずしも必要ではない場合もあり、また精神障害者や、ＨＩＶなども含む内部障害者、その他様々なケースが含まれる障害者等のプライバシー保護には特に配慮する必要があることから、本人の同意を得て対応することがより現実的であると考え、「同意方式」を採用することとした。

なお、これらの者については、福祉・介護・医療サービスを受けている可能性が高いため、家族、関係者、関係団体、事業者等や窓口等を通じて制度の趣旨を理解してもらい、地域による支援を必要としない者や当該名簿への登載をどうしても望まない者を除いて、できるかぎり全員の同意を得て名簿に登載できるよう努めたいと考えている。

(3) その他市長が支援を必要とすると認めた者（①手上げ方式）

第２条第２項の（６）については、上記に当てはまらない高齢者や障害者、要介護認定者、難病患者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人等で、地域における支援が必要な者など、名簿登載の必要性を一概に判断できず、地域における支え合い活動による支援を必要とする者を機械的に把握することが困難なことから、本人又はその保護者からの申し出があった場合に、市がその必要性を判断し、名簿の登載を行うこととしている。

なお、市としても、申出を行うことができることを周知するとともに、庁内関係課はもとより、自治会等、関係機関、事業者との連携を図り、支援が必要と判断した場合は、本人からの申出を促すことにより、支援を必要とする者の把握と名簿への登載に努めていく。

（２以上の号に該当する者に係る情報の提供）

第１３条　第２条第２項第１号の規定に該当する者が同時に同項第２号から第６号までのいずれかの規定に該当する者であるときは、当該者は同項第１号の規定のみに該当する者として、第１０条の規定を適用する。

《解説》

７５歳以上の方のみで構成される世帯に属する者が、同時に身体障害者手帳（１、２級）の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けている者、療育手帳（Ａ等）の交付を受けている者、介護保険法の規定により要介護認定（３以上）を受けている者に該当する場合は、７５歳以上の方のみで構成される世帯に属する者として、当該者からの同意を得ることなく、名簿に登載するものとした。ただし、当該者から不同意の申出があった場合は、当該者に係る情報の提供は行わない。

（自治会等及び地区社会福祉協議会の申出）

第１４条　市長は、第９条第１項の規定により自治会等及び地区社会福祉協議会に対し情報を提供しようとするときは、当該自治会等及び地区社会福祉協議会からの申出に基づき、これを行うものとする。

《解説》

自治会等及び地区社会福祉協議会には、見守り等の活動を行っていない団体も含まれており、その活動の自主性・自立性を尊重する必要がある事から、活動を行おうとする自治会等及び地区社会福祉協議会からの申出に基づき、情報の提供を行うこととしている。

（協定の締結等）

第１５条　市長は、第９条第１項の規定により団体等に対し情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供を受ける団体等と当該情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

２　前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）提供する名簿の部数

（２）提供する情報の対象者が居住する区域

（３）情報の提供及び閲覧の制限に関する事項

（４）情報の管理の方法に関する事項

（５）名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいがあった場合における措置

（６）協定に違反した場合の措置

（７）前各号に掲げるもののほか、情報の管理に関し必要な事項

３　市長は、協定の内容が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、協定を締結した相手方から提供した情報の管理に関し、報告を徴し、又は提供した情報の管理の状況を検査することができる。

《解説》

情報の提供を受けようとする団体等と協定を締結する必要があることを明示するとともに、協定により定める事項を規定している。

協定内容の遵守を確認するため必要がある時は、協定締結の相手方から情報管理の報告をさせ、または、提供情報の管理状況を検査することができることとした。

（名簿管理者の届出）

第１６条　前条第１項の規定により協定を締結する団体等は、提供を受けた情報を管理する者（以下「名簿管理者」という。）を選任し、市長に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出は、前条第１項の協定の締結後、直ちに行うものする。

３　前条第１項の規定により協定を締結した団体等において、名簿管理者に変更があったときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

《解説》

団体等が情報の提供を受けようとするときは、提供を受けた名簿を管理する責任者として「名簿管理者」を届け出るものとしている。なお、協定に基づき提供する名簿の部数に対して、それぞれ「名簿管理者」を届け出る必要がある。

また、名簿管理者に変更があった時は、速やかに届け出るものとしている。

（緊急時における協力の依頼等）

第１７条　市長は、第９条から前条までの規定にかかわらず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に急迫した危険があると判断したときは、団体等又は市長が適当と認める者に対し、当該支援を必要とする者に係る情報を提供し、当該危険の回避その他の支え合い活動を依頼することができる。

《解説》

改正災害対策基本法第４９条の１１第３項には災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができるとされている。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しないとされている。

ただし、災害発生時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない者の情報を提供することが適切かを判断するよう留意することとされている。

災害発生時以外にも、本人の生命、身体又は財産に急迫した危険があると判断したときには、本人の同意の有無に関わらず、関係者に情報を提供して協力を依頼する必要がある場合が考えられるが、個人情報の保護という点で、必要な情報に限るなど厳格な対応が必要となる。

第３章　雑則

（情報の安全管理）

第１８条　第９条第１項の規定により名簿の提供を受けた団体等は、当該提供を受けた名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいの防止その他提供を受けた名簿の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２　前項の規定は、前条の規定により情報の提供を受けた団体等及び者について準用する。

３　名簿管理者は、善良な管理者の注意をもって名簿を管理しなければならない。

《解説》

協定を締結し市から情報の提供を受けた団体等は、当該情報の漏えい、紛失、毀損の防止その他、名簿の適切な管理に必要なあらゆる措置を講じなければならないことを規定している。

また、名簿管理者には、名簿を適切に管理するに当たり通常期待される注意義務（所謂「善管注意義務」）があることを明示している。

（利用及び提供の制限）

第１９条　前章の規定により情報の提供を受けた団体の代表者及び役員、機関の長並びに個人は、支え合い活動の用に供する目的以外の目的のために当該情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

《解説》

市から情報の提供を受けた団体等は、当該情報をその目的の範囲で活用し、当該団体等自身による不当な利用や提供は禁止される必要があるため、本条では団体等の長等（民生委員については個人）に対して、当該情報の利用及び提供の制限を規定したものである。

なお、第１７条に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急時の場合において、必要な応援を得るために名簿情報を外部の者に知らせるような場合や、支え合い活動を効果的に行うために、市、自治会等、関係機関及び事業者間での連携や情報共有に必要な場合等については、本条の制限に抵触するものではない。

（支え合い活動の従事者の義務）

第２０条　支え合い活動に従事する者は、当該支え合い活動により知り得た個人の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。支え合い活動を行わなくなった後も、また同様とする。

《解説》

民生委員・児童委員（非常勤特別職の地方公務員）、地域包括支援センターの設置者（市から委託を受けた法人の役員）及びその職員（市から委託を受けた法人の職員）、警察官・消防職員（一般職の地方公務員）、消防団員（非常勤特別職の地方公務員）については、その職務を規定する法律・条例（民生委員法第１５条・介護保険法第１１５条の４６第７項・地方公務員法第３４条・流山市消防団条例第１４条（５））で守秘義務が課されている。

また、改正災害対策基本法第４９条の１３では災害時避難支援要支援者名簿の提供を受けた者の守秘義務を規定している。

本条では、その職務を規定する法律や条例により守秘義務が課されていない団体等（自治会等、流山市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会）を含め、支え合い活動の従事者に対して、支え合い活動により入手した情報に関する守秘義務及び不当な利用の禁止を規定している。

なお、市から提供する情報だけではなく、支え合い活動により入手した情報についてもみだりに他の人に漏らしてはならないことを規定するとともに、当該活動をやめた後も守秘義務がある旨を規定している。

なお、第１７条に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急時の場合において、必要な応援を得るために名簿情報を他の人に知らせるような場合や、支え合い活動を効果的に行うために、他の支え合い活動の従事者との間での連携や情報共有に必要な場合等については、本条の義務に違反するものではない。

本条の守秘義務等に違反した場合の罰則を本条例で規定することも考えられたが、自治会等が地域で主体的に行う支え合い活動を促進する本条例の趣旨に鑑み、また実効性の面からも、罰則を科すことよりも個人情報の適切な取扱いについて周知・徹底を図ることの方がより効果的であると考え、本条例では罰則を規定していない。

なお、民生委員には民生委員法第１５条で守秘義務が課せられているが、一般職の地方公務員とは異なり、その違反に対して罰則はない。しかし、守秘義務が守られなかった場合には、憲法上の基本的人権の侵害（プライバシーの侵害）、民法上の不法行為、刑法上の名誉毀損罪等の個別法により裁かれる可能性があり、その際には、守秘義務が課せられていることが考慮されると考えられている。

（委任）

第２１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

《解説》

条例施行にあたり、手続の様式等必要な詳細事項を規則に委任している。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（条例の施行の確保）

2　市長は、平成２７年４月１日までには名簿の提供が確実に行えるよう、情報提供に係る意思の確認及び支援を必要とする者に係る情報の把握に努めなければならない。

《解説》

施行期日を公布の日とし、平成２７年４月１日から名簿情報を提供できるよう、市の努力義務を規定している。

流山市地域支え合い活動推進条例に係るフロー図

地域支え合い活動推進条例制定（平成26年9月議会上程予定）

地域支え合い活動推進条例施行規則制定（地域見守りネットワーク事業実施要綱統合）

災害時要援護者避難支援計画(※1)見直し（法改正・条例との整合）

地域支え合い活動推進条例公布・施行（平成26年10月中旬予定）

市民・自治会等への周知・説明・促進

情報提供に係る意思の確認

通知

通知

75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者（75歳以上のひとり暮らしの者を含む）	身体障害者手帳（1、2級）を受けている者 精神障害者保健福祉手帳（1級）を受けている者 療育手帳（A等）の交付を受けている者 要介護（3以上）の認定を受けている者	その他支援を必要とすると認めた者 ・高齢者・障害者・要介護（要支援）認定者・乳幼児・児童・妊産婦・外国人 等
不同意	（不同意除く）関係機関共有方式（逆手上げ方式）	同意 同意方式
		申出 手上げ方式

地域支え合い活動要支援者

地域支え合い活動要支援者名簿(※2)調製（施設等入所(入居)者を除く）

申出

（要協定締結・名簿管理者届出）

（緊急時協力依頼）

（要協定締結・名簿管理者届出）

（緊急時協力依頼）

（緊急時協力依頼）

情報提供開始（平成27年4月1日予定）

(※3)

自治会等 ・176自治会（「町会」含む） ・マンション管理組合	民生委員	適当と認める者 ・その他関係機関 ・近隣住民 ・自衛隊 等
地区社会福祉協議会 ・15小学校区	市町村社会福祉協議会 ・流山市社会福祉協議会	
	地域包括支援センター ・4日常生活圏域	
	警察署 ・流山警察署	
	消防本部 消防署 消防団	
	その他支援を必要とすると認めた者に対して支え合い活動を行うもの ・児童委員	

地域における支え合い活動（日常的な見守り・災害時の避難支援 等）の推進

災害時避難支援個人計画(※4)の策定

(※1)(※2)(※3)(※4)は、それぞれ、改正災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」における「全体計画」「災害時避難行動要支援者名簿」「避難支援等関係者」「個別計画」に対応しています。

第3回定例会資料NO.1

子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度

◎国：消費税を充当する社会保障制度（年金・医療・介護）に子ども・子育てを加え、
全世代型の社会保障制度へ

平成27年4月1日　子ども・子育て支援新制度により実現

子ども・子育て支援新制度

国の役割　　：　7000億円の財源の確保

地方自治体の役割　：　施設整備・法令整備

（1）施設整備　⇒　子ども・子育て支援事業計画（供給計画）で整備
（2）法令整備　⇒　①契約を想定した認定の基準
②運営費の基準（地方自治体が確認した施設へ支給）
③新たな保育サービスの基準（家庭的保育・小規模保育等）
④学童クラブの基準

子ども・子育て支援新制度開始の流れ

【平成24年8月】

・子ども・子育て関連3法の成立

・子ども・子育て支援法

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

【平成25年4月～平成27年3月】

《平成25年度》・流山市子ども・子育て会議の設置、ニーズ調査の実施

《平成26年度》

・関係条例等の制定　　・子ども・子育て支援事業計画の策定

平成27年1月：パブリックコメント

平成27年3月：議会上程

議案第57号　流山市保育の実施に関する条例の全部を改正する条例
議案第54号　流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
議案第55号　流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
議案第56号　流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【平成27年4月～】

・子ども・子育て支援新制度スタート

≪新制度のポイント≫　・質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供

・保育の量的拡大・確保（待機児童解消、地域の保育を支援）

・地域の子ども・子育て支援の充実

支給認定区分

・新制度では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられます。

※子ども・子育て支援法第19条第1項第1号～第3号に規定する認定区分。

認定区分	区分（保育必要量）	該当者	主に利用する施設・事業
1号認定	教育標準時間	満3歳以上で保育を必要としない場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	保育標準時間 （8～11時間）	満3歳以上で保育を必要とする場合	保育所・認定こども園
	保育短時間 （　～8時間）		
3号認定	保育標準時間 （8～11時間）	満3歳未満で保育を必要とする場合	保育所・認定こども園 ・地域型保育
	保育短時間 （　～8時間）		

※保育を必要とする要件は、市が条例等で定めます。

新制度における保育の利用のイメージ

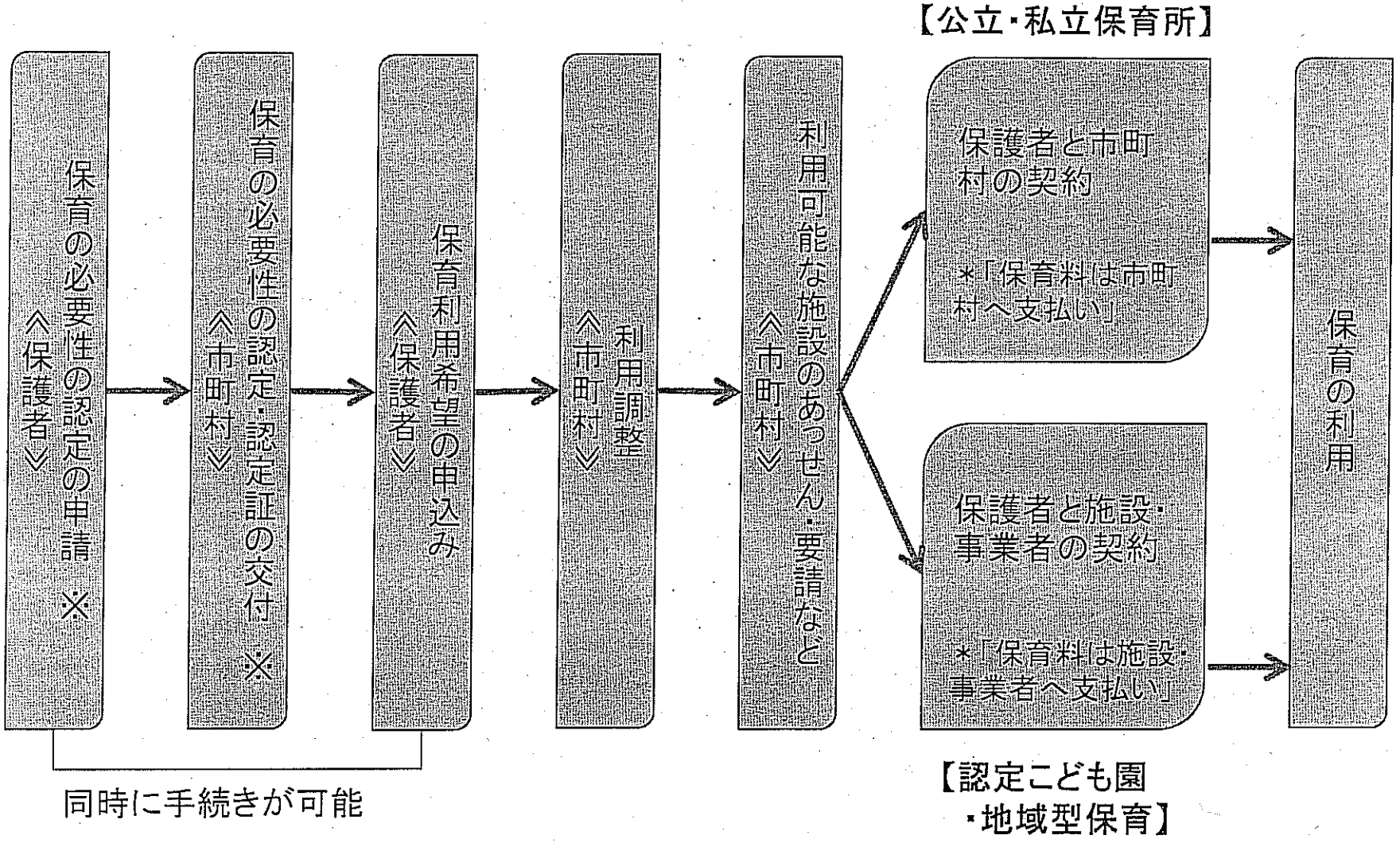

※現在入園している利用者が新制度へ移行する場合、事前の簡素な認定手続きを検討しています。

幼稚園（認定こども園）の利用のイメージ

	市町村	事業者 （幼稚園・認定こども園）	利用者 （保護者）
1	必要に応じて 利用支援	園児募集 ⇔	応募
2		入園の内定	
3	申請の受理 ←	認定の申請・認定証の受領は園を通じた簡素な手続きを検討 ※	← 1号認定の申請
4	認定・認定証の交付 →		→ 認定証の受領
5		利用契約の締結	
6			教育・保育の利用

※現行制度どおりを選択している幼稚園は認定手続きはありません。

※現在入園している利用者が新制度へ移行する場合、事前の簡素な認定手続きを検討しています。

施設型給付及び地域型保育給付の創設

・幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 でバラバラだった財政支援を「施設型給付」で一本化します。

※私立幼稚園については、新制度に移行せずに現行制度どおりとすることも可能です。

・地域型保育事業への給付である「地域型保育給付」を創設することで、地域の状況に合わせた保育の場を提供します。

《現行制度》

［指導監督権］

都道府県

【幼稚園】

私学助成

市町村

【保育所】

保育所
補助金

都道府県

【認定こども園】

安心こども基金

《新制度》

［指導監督権］

市町村

【幼稚園・保育所・認定こども園】
施設型給付

※私立幼稚園は現行制度どおりもあります。

【地域型保育事業】

地域型保育給付

新制度における保育所

【現行制度】

○保育所

・保育を提供

・県の認可

・保育所補助金

・応諾義務（正当な理由のない受け入れ拒否の禁止）

・利用者負担は市が定める保育料（所得税額により額が変わります）

【新制度】

○新制度における保育所
・保育を提供　・県の認可、市の確認　・施設型給付
・応諾義務（正当な理由のない受け入れ拒否の禁止）
・利用者負担は市が定める保育料（市民税額により額が変わります）

○保育所型認定こども園
・教育と保育を提供　・県の認可、市の確認　・施設型給付
・応諾義務（正当な理由のない受け入れ拒否の禁止）
・利用者負担は市が定める保育料（市民税額により額が変わります）

○幼保連携型認定こども園
・教育と保育を提供　・県の認可、市の確認　・施設型給付
・応諾義務（正当な理由のない受け入れ拒否の禁止）
・利用者負担は市が定める保育料（市民税額により額が変わります）

新制度における幼稚園

【現行制度】

○幼稚園

・教育を提供

・県の認可

・私学助成

・幼稚園就園奨励費

・建学の精神に基づく選考

・利用者負担は施設設置者が設定

【新制度】

○新制度に移行しない幼稚園

・現行制度の幼稚園に同じ

○新制度に移行する幼稚園

・教育を提供　・県の認可、市の確認　・施設型給付

・応諾義務（正当な理由のない受け入れ拒否の禁止）

・利用者負担は市が定める保育料（市民税額により額が変わります）

○幼稚園型認定こども園

・教育と保育を提供　・県の認可、市の確認　・施設型給付

・応諾義務（正当な理由のない受け入れ拒否の禁止）

・利用者負担は市が定める保育料（市民税額により額が変わります）

○幼保連携型認定こども園

・教育と保育を提供　・県の認可、市の確認　・施設型給付

・応諾義務（正当な理由のない受け入れ拒否の禁止）

・利用者負担は市が定める保育料（市民税額により額が変わります）

認定こども園制度の改善

流山市でも整備を検討していきます。

類型	現行制度	新制度
幼保連携型 認可幼稚園と認可保育所が、連携して運営を行う ※設置主体：国、自治体、学校法人、社会福祉法人	幼稚園（学校）＋保育所（児童福祉施設） ・幼稚園は学校教育法、保育所は児童福祉法に基づく認可 ・それぞれバラバラの財政措置	**幼保連携型認定こども園**（学校及び児童福祉施設） ・改正認定こども園法に基づく単一の認可 ・指導監督の一本化 ・財政措置を施設型給付に一本化 ※設置主体：国、自治体、学校法人、社会福祉法人
幼稚園型 認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を果たす ※設置主体：国、自治体、学校法人	幼稚園（学校）＋保育所機能	・施設体系は現行制度のまま ・財政措置を施設型給付に一本化 ※「保育所型」、「地方裁量型」は従前どおり ・株式会社の参入が可能 ・学校法人としての位置づけなし
保育所型 認可保育所が、保育に欠けない子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を果たす ※設置主体：制限なし	幼稚園機能＋保育所（児童福祉施設）	
地方裁量型 幼稚園・保育所いずれの認可もない施設が、認定こども園として必要な機能を果たす	幼稚園機能＋保育所機能	

地域型保育事業（新たな保育サービスです）

事業		規模	場所
家庭的保育事業		5人以下	家庭的保育者の居宅等のスペース
小規模保育事業	A型	6人以上 19人以下	多様なスペース
	B型	6人以上 19人以下	
	C型	6人以上 10人以下	
居宅訪問型保育事業		1対1	利用する保護者・子どもの居宅
事業所内保育事業	保育所型	20人以上	事業所等のスペース
	小規模型	19人以下	

地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

・すべての子育て家庭を支援していくために、「地域子育て支援拠点」や「一時預かり」など（全13事業）の地域の子ども・子育て支援を充実していきます。

地域子育て支援拠点
・子育て支援センター
・地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所

一時預かり
・急用や短期のパート就労など、各家庭の様々なニーズに対応

学童クラブ
・保護者が就労などで保育できない児童を放課後に預かる
・運営や設備に関する基準の条例化

利用者支援
・各家庭のニーズに適した、幼稚園・保育所などの施設、地域の子育て支援を利用できるように、情報の提供、相談の対応を行う

全13事業

妊婦健康診査・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業・子育て短期支援事業・ファミリー・サポート・センター事業・延長保育事業・病児保育事業・実費徴収に係る補足給付を行う事業・多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

平成26年度に制定する条例（第3回定例会上程）

◎国の府省令（従うべき基準・参酌すべき基準により構成）に基づき制定
・・・（府省令の交付：当初予定・H26年3月、実際の交付・H26年4月末～6月中旬）

○議案第57号　流山市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）を認定します。
※流山市保育の実施に関する条例の全部改正

○議案第54号　流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新制度では、施設・事業者が給付を受けるためには、認可基準に加え、市町村が条例で定める運営に関する基準を満たさなくてはなりません。

○議案第55号　流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

地域の実情に応じた保育を提供するため、少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」を市の認可事業として位置づけ、その設備・運営に関する基準を市が条例で定めます。

○議案第56号　流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

「放課後児童健全育成事業」＝「学童クラブ」の職員や施設・設備についての基準を市が条例で定めることで質の向上を図ります。

第３回定例会資料　No.２

子ども・子育て支援新制度に関連する条例の概要目次

議案第 57 号　流山市保育の実施に関する条例の全部を改正する条例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

議案第 54 号　流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例概要・・２

議案第 55 号　流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例概要・・・・・・・・・・８

議案第 56 号　流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例概要・・・・・・１５

議案第57号　流山市保育の実施に関する条例の全部を改正する条例【概要】

条文	事項	概要	従う／参酌
第1条	趣旨	・子ども・子育て支援法に基づき保育の必要性の認定に関する基準を定める	―
第2条	保育の必要性の認定基準	・保育の必要性の基準は、保護者のいずれもが次のいずれかに該当することとする (1)1月に、48時間から64時間までの範囲内で規則で定める時間以上の労働を常態とすること (2)妊娠中又は出産後間がないこと (3)疾病・負傷、又は精神・身体に障害を有していること (4)同居の親族(長期間入院等している親族を含む)を常時介護又は看護していること (5)震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること (6)求職活動を継続的に行っていること (7)次のいずれかに該当すること ア　学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること イ　職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練、職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練・職業訓練、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること (8)次のいずれかに該当すること。 ア　児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること イ　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること (9)育児休業をする場合であって、当該育児休業に係る子ども以外の子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に引き続き利用することが必要であると認められること (10)前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること	―
第3条	委任	・このほか保育の必要性の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める	―
附　則			
第1項	施行期日	・子ども・子育て支援法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する	―
第2項	就労時間に係る要件に関する特例	・就労時間に係る要件に関する特例について	―

議案第54号　流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例【概要】

条文	事項	概要	従う／参酌
第1章　総則			
第1条	趣旨	・子ども・子育て支援法に基づき運営基準を定める	―
第2条	定義	・用語の定義	―
第3条	一般原則	・特定教育・保育施設等の一般原則	―
第2章　特定教育・保育施設の運営に関する基準			
第1節　利用定員に関する基準			
第4条	利用定員	①保育所、認定こども園の利用定員は20人以上 ②認定区分ごとに利用定員を定める（3号認定は1歳未満、1歳以上に区分して定める）	従う
第2節　運営に関する基準			
第5条	内容及び手続きの説明及び同意	①利用申込者に、運営規定の概要、職員体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について同意を得なければならない ②利用申込者から申出があった場合は、利用申込者の承諾を得て、文書ではなく電磁的方法により提供することができる	第1項従う 第2～6項参酌
第6条	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	①利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならない ②認定こども園、幼稚園は1号認定子どもの利用定員を上回る申込みがあった場合は、抽選、先着順、建学の精神に基づく選考、その他公正な方法により選考しなければならない ③認定こども園、保育所は2号または3号認定子どもの利用定員を上回る申込みがあった場合は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考する ⑤特定教育・保育施設は、教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない	第1～4項従う 第5項参酌
第7条	あっせん、調整及び要請に対する協力	・特定教育・保育施設は、市が行うあっせん、調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない	従う
第8条	支給認定の有無等の確認	・支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確かめること	参酌

第9条	支給認定の申請に係る援助	①支給認定を受けていない保護者から申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえ、申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない	参酌
第10条	心身の状況等の把握	・子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない	参酌
第11条	小学校等との連携	・特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校又は他の特定教育・保育施設等との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない	参酌
第12条	特定教育・保育の提供の記録	・特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない	参酌
第13条	利用者負担額等の受領	①特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする ③特定教育・保育の提供に当たって、当該教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、その額を支給認定保護者から受けることができる ④特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、支給認定保護者に負担させることが適当と認められる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる ⑥上乗せ徴収、実費徴収の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得なければならない	従う
第14条	施設型給付費等の額に係る通知等	①施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に対して施設型給付費の額を通知しなければならない	参酌
第15条	特定教育・保育の取扱方針	①次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない (1)幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (2)認定こども園((1)を除く)：(3)及び(4)に掲げる事項 (3)幼稚園：幼稚園教育要領 (4)保育所：保育所保育指針	従う
第16条	特定教育・保育に関する評価等	①自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない ②定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない	参酌
第17条	相談及び援助	・子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども、保護者の相談に応じ、必要な助言等を行わなければならない	参酌
第18条	緊急時等の対応	・子どもに体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない	参酌
第19条	支給認定子どもの保護者に関する市への通知	・保護者が偽り、不正行為によって教育・保育の提供を受け又は受けようとしたときは、遅滞なく市に通知しなければならない	参酌

第20条	運営規定	・施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない	参酌
第21条	勤務体制の確保等	①職員の勤務体制を定めておかなければならない ③職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない	参酌
第22条	定員の遵守	・利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。	参酌
第23条	掲示	・特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を掲示しなければならない	参酌
第24条	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	・子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない	従う
第25条	虐待等の禁止	・職員は、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	従う
第26条	懲戒に係る権限の濫用禁止	・特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る）の長たる管理者は、懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない	従う
第27条	秘密保持等	①職員及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない ②職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない	従う
第28条	情報の提供等	①提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない	参酌
第29条	利益供与等の禁止	①特定教育・保育施設を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない	参酌
第30条	苦情解決	①提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない ②苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない ④提供した教育・保育に関し、市が行う報告等又は市の職員からの質問等に応じ、苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない	参酌
第31条	地域との連携等	・地域との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならない	参酌
第32条	事故発生の防止及び発生時の対応	①事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならない ②特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない ③事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない	従う

第33条	会計の区分	・特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない	参酌
第34条	記録の整備	①職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない	参酌
第3節　特例施設型給付費に関する基準			
第35条	特別利用保育の基準	①特別利用保育を提供する際には、県が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守しなければならない ②特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子ども(1号認定)と利用中の子ども(2号認定)の総数が、利用定員の数を超えないものとする	従う
第36条	特別利用教育の基準	①特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守しなければならない ②特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子ども(2号認定)と、利用中の子ども(1号認定)の総数が、利用定員の数を超えないものとする	従う
第3章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準			
第1節　利用定員に関する基準			
第37条	利用定員	①利用定員は以下のとおりとする 家庭的保育事業:1人以上5人以下 小規模保育事業A型及びB型:6人以上19人以下 小規模保育事業C型:6人以上10人以下 居宅訪問型保育事業:1人 ②満1歳未満、満1歳以上に区分して定める	従う
第2節　運営に関する基準			
第38条	内容及び手続きの説明及び同意	①利用申込者に、運営規定の概要、職員体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定地域型保育の提供の開始について同意を得なければならない。	第1項従う 第2項参酌
第39条	正当な理由のない提供拒否の禁止等	①利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならない ②保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする ④自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない	第1～3項従う 第4項参酌
第40条	あっせん、調整及び要請に対する協力	・特定地域型保育事業者は、市が行うあっせん、調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない	従う

第41条	心身の状況等の把握	・子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない	参酌
第42条	特定教育・保育施設等との連携	①特定地域型保育事業者（居宅訪問型事業を除く）は、連携施設（連携協力を行う認定こども園、幼稚園、保育所）を適切に確保しなければならない ②居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない ④特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設又は他の特定教育・保育施設等で継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない	第1～3項従う 第4項参酌
第43条	利用者負担額等の受領	①特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする ③特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、その額の支払いを支給認定保護者から受けることができる ④特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、保護者に負担させることが適当と認められる費用の額の支払いを保護者から受けることができる ⑥上乗せ徴収、実費徴収の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得なければならない	従う
第44条	特定地域型保育の取扱方針	・特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない	従う
第45条	特定地域型保育に関する評価等	①自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない ②定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない	参酌
第46条	運営規定	・運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない	参酌
第47条	勤務体制の確保等	①事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならない ③職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない	参酌
第48条	定員の遵守	・利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。	参酌
第49条	記録の整備	①職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない	参酌
第50条	準用	・8～14条（10・13条を除く）、17～19条、23～33条の規定は、特定地域型保育事業について準用する	8～14（10，13を除く），17～19，23～33条と同様
第3節　特例地域型保育給付費に関する基準			

第51条	特別利用地域型保育の基準	①特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない ②特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子ども(1号認定)と利用中の子ども(3号認定)の総数が、利用定員の数を超えないものとする	従う
第52条	特定利用地域型保育の基準	①特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない ②特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る子ども(2号認定)と利用中の子ども(3号認定)の総数が、利用定員の数を超えないものとする	従う
附　則			
第1項	施行期日	・子ども・子育て支援法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する	―
第2項 第3項	特定保育所に関する特例	・特定保育所に関する特例について	従う
第4項 第5項	施設型給付費等に関する経過措置	・施設型給付費等に関する経過措置について	従う
第6項	利用定員に関する経過措置	・利用定員に関する経過措置について	従う
第7項	連携施設に関する経過措置	・連携施設に関する経過措置について	従う

議案第55号　流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【概要】

条文	事項	概要	従う／参酌
第1章　総則			
第1条	趣旨	・児童福祉法に基づき家庭的保育事業等の設備及び運営に関す基準（設備運営基準）を定める	―
第2条	定義	・児童福祉法において使用する用語の例による	―
第3条	設備運営基準の目的	・利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障する	―
第4条	設備運営基準の向上	①家庭的保育事業者等に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる ②市は、設備運営基準を向上させるように努める	―
第5条	設備運営基準と家庭的保育事業者等	①設備運営基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない ②設備運営基準を理由に、その設備又は運営を低下させてはならない	―
第6条	家庭的保育事業者等の一般原則	・家庭的保育事業者等の一般原則	参酌
第7条	保育所等との連携	・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携施設を確保しなければならない	従う
第8条	家庭的保育事業者等と非常災害	①軽便消火器等の非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない ②避難及び消火に対する訓練は、毎月1回は行わなければならない	参酌
第9条	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	・職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない	参酌
第10条	家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	①職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない ②職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない	参酌
第11条	他の社会福祉施設等と併せて設置するときの設備及び職員の基準	・他の社会福祉施設を併せて設置するときは、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる ・ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない	参酌 ※ただし書（保育に直接従事する職員に係る部分）は従う

第12条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	・利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない	従う
第13条	虐待等の禁止	・職員は、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	従う
第14条	懲戒に係る権限の濫用禁止	・懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない	従う
第15条	衛生管理等	①設備、食器等、飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない ②家庭的保育事業所等で感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない ③家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備え、それらの管理を適正に行わなければならない	参酌
第16条	食事	①利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない ②利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない ③食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない	従う
第17条	食事の提供の特例	①要件を満たす家庭的保育事業者等は、食事の提供について、搬入施設において調理し、搬入する方法により行うことができる この場合、家庭的保育事業所等で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えなければならない ②搬入施設は次のいずれかの施設とする (1)連携施設 (2)当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等	従う
第18条	利用乳幼児及び職員の健康診断	①利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない ②児童相談所等における乳幼児の入所前の健康診断が行われた場合で、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる ④職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない	参酌
第19条	家庭的保育事業所等内部の規程	・事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない	参酌
第20条	家庭的保育事業所等に備える帳簿	・職員、財産、収支、利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない	参酌

第21条	秘密保持等	①職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない ②職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない	従う
第22条	苦情への対応	①行った保育に関する苦情に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない ②行った保育に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない	参酌
第2章　家庭的保育事業			
第23条	設備の基準	・家庭的保育事業は次の要件を満たし、市長が適当と認める場所において実施するものとする (1)乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける (2)専用の部屋の面積は、9．9平方メートル(3人を超える人数の1人につき3．3㎡を加えた面積)以上 (3)保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有する (4)衛生的な調理設備及び便所を設ける (5) 同一の敷地内に屋外の遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む)がある (6)庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3．3㎡以上 (7)火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施する	参酌 ※第4号(調理設備に係る部分)従う
第24条	職員	①家庭的保育事業所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない(調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる) ②家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上と市長が認める者で、次のいずれにも該当する者 (1)保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2)法第18条の5各号(保育士となることができない者)及び法第34条の20第1項第4号(児童虐待を行った者等)のいずれにも該当しない者 ③家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は、3人以下 家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下	従う
第25条	保育時間	・保育時間は、1日8時間を原則とし、保護者の就労時間等を考慮して、家庭的保育事業者が定める	参酌
第26条	保育の内容	・家庭的保育事業者は、保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育を提供しなければならない	従う
第27条	保護者との連絡	・保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない	参酌
第3章　小規模保育事業			

第1節　通則			
第28条	小規模保育事業の区分	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型とする	従う
第2節　小規模保育事業A型			
第29条	設備の基準	・小規模保育事業所A型の設備の基準は次のとおり (1)乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合、乳児室又はほふく室、調理設備、便所を設ける (2)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3．3㎡以上 (3)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備える (4)満2歳以上の幼児を利用させる場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備、便所を設ける (5)保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1．98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、幼児1人につき3．3㎡以上 (6)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備える (7)乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」）を2階に設ける建物、保育室等を3階以上に設ける建物は、それぞれ必要な要件に該当するものであること	参酌 ※第1号、第4号（調理設備に係る部分）従う
第30条	職員	①小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医、調理員を置かなければならない（調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる） ②保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、定める数の合計数に1を加えた数以上 (1)乳児　おおむね3人につき1人 (2)満1歳以上満3歳に満たない幼児　おおむね6人につき1人 (3)満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね20人につき1人 (4)満4歳以上の児童　おおむね30人につき1人 ③当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる	従う
第31条	準用	・25～27条の規定は小規模保育事業A型について準用する	25～27条と同様
第3節　小規模保育事業B型			
第32条	職員	①小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下「保育従事者」）、嘱託医、調理員を置かなければならない（調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる） ②保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする (1)乳児　おおむね3人につき1人 (2)満1歳以上満3歳に満たない幼児　おおむね6人につき1人 (3)満3歳以上満3歳に満たない児童　おおむね20人につき1人 (4)満4歳以上の児童　おおむね30人につき1人 ③当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる	従う

第33条	準用	・25～27条、29条の規定は小規模保育事業B型について準用する	25～27，29条と同様
第4節　小規模保育事業C型			
第34条	設備の基準	・小規模保育事業所C型の設備の基準は次のとおり (1)乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合、乳児室又はほふく室、調理設備、便所を設ける (2)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3．3㎡以上 (3)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備える (4)満2歳以上の幼児を利用させる場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備、便所を設ける (5)保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3．3㎡以上、屋外遊戯場の面積は、幼児1人につき3．3㎡以上 (6)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備える (7)保育室等を2階以上に設ける建物は、必要な要件に該当するものであること	参酌 ※第1号、第4号(調理設備に係る部分)従う
第35条	職員	①小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならない(調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる) ②家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は、3人以下 家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下	従う
第36条	利用定員	・小規模保育事業C型の利用定員は、6人以上10人以下	従う
第37条	準用	・25条～27条の規定は小規模保育事業C型について準用する	25～27条と同様
第4章　居宅訪問型保育事業			
第38条	居宅訪問型保育事業	・居宅訪問型保育事業者は次に掲げる保育を提供する (1)障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 (2)子ども・子育て支援法の規定による便宜の提供に対応するために行う保育(利用定員の減少、確認の辞退を届けた場合、引き続き保育を希望する者への調整・便宜) (3)法に規定する措置に対応するために行う保育(市による支援等を受けても、保育を受けることが困難な場合の入所措置) (4)母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育	従う
第39条	設備及び備品	・居宅訪問型保育を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない	参酌
第40条	職員	・家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は1人	従う

第41条	居宅訪問型保育連携施設	・障害・疾病等の乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない	従う
第42条	準用	・25条～27条の規定は居宅訪問型保育事業について準用する	25～27条と同様
第5章　事業所内保育事業			
第43条	利用定員	・利用定員の区分に応じ、事業所従業員以外の地域の乳幼児定員枠を設けなければならない	参酌
第44条	設備の基準	①利用定員が20人以上の事業所内保育事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」）の設備の基準は以下のとおり (1)乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる場合、乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所を設ける (2)乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1．65㎡以上 (3)ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3．3㎡以上 (4)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備える (5)満2歳以上の幼児を入所させる場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設ける (6)保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1．98㎡以上、屋外遊技場の面積は1人につき3．3㎡以上 (7)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備える (8)保育室等を2階に設ける建物、保育室等を3階以上に設ける建物は、それぞれ必要な要件に該当するものであること	参酌 ※第1号、第5号（調理室に係る部分）従う
第45条	職員	①保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医、調理員を置かなければならない（調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる） ②保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、定める数の合計数以上（ただし、事業所一につき2人を下回ることは不可） (1)乳児　おおむね3人につき1人 (2)満1歳以上満3歳に満たない幼児　おおむね6人につき1人 (3)満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね20人につき1人 (4)満4歳以上の児童　おおむね30人につき1人 ③当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる	従う
第46条	連携施設に関する特例	・保育所型事業所内保育の事業者は、連携施設の確保にあたり、集団保育を体験させる機会の設定、代替保育の提供等に係る連携協力を求めることを要しない	従う
第47条	準用	・25条～27条の規定は保育所型保育事業所内保育事業について準用する	25～27条と同様

第48条	職員	①利用定員19人以下の事業所型保育事業所(以下「小規模型事業所内保育事業所」)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者(以下「保育従事者」)、嘱託医、調理員を置かなければならない(調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる) ②保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ定める数の合計数に1を加えた数以上とし、半数以上は保育士とする (1)乳児　おおむね3人につき1人 (2)満1歳以上満3歳に満たない幼児　おおむね6人につき1人 (3)満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね20人につき1人 (4)満4歳以上の児童　おおむね30人につき1人 ③当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる	従う
第49条	準用	・25条～27条、29条の規定は小規模型保育事業所内保育事業について準用する	25～27，29条と同様
附　則			
第1項	施行期日	・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行する	―
第2項	食事の提供の経過措置	・食事の提供の経過措置について	従う
第3項	連携施設の経過措置	・連携施設の経過措置について	従う
第4項	小規模保育事業B型等に関する経過措置	・小規模保育事業B型等に関する経過措置について	従う
第5項	利用定員に関する経過措置	・利用定員に関する経過措置について	従う

議案56号　流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例【概要】

条文	事項	概要	従う／参酌
第1条	趣旨	・児童福祉法に基づき放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す基準（設備運営基準）を定める	―
第2条	定義	・児童福祉法において使用する用語の例による	―
第3条	設備運営基準の目的	・利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する	―
第4条	設備運営基準の向上	①放課後児童健全育成事業者に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる ②市は、設備運営基準を向上させるように努める	―
第5条	設備運営基準と放課後児童健全育成事業者	①設備運営基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない ②設備運営基準を理由に、その設備又は運営を低下させてはならない	―
第6条	放課後児童健全育成事業の一般原則	・放課後児童健全育成事業者の一般原則	参酌
第7条	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	①軽便消火器等の非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない ②避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない	参酌
第8条	放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	・職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない	参酌
第9条	放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	①職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない ②職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない	参酌
第10条	設備の基準	①遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」）、支援の提供に必要な設備・備品等を備えなければならない ②専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1．65㎡以上	参酌
第11条	職員	①放課後児童支援員を置かなければならない ②放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上（ただし、1人を除き補助員に代えることができる） ③放課後児童支援員は、保育士資格を有する者等で都道府県知事が行う研修を修了したもの ④一の支援の単位の児童数は、おおむね40人以下	従う ※第4項は参酌

第12条	利用者を平等に取り扱う原則	・利用者の国籍、信条又は社会的身分によって差別的取扱いをしてななならない	参酌
第13条	虐待等の禁止	・職員は、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	参酌
第14条	衛生管理等	①設備、食器等、飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない ②放課後児童健全育成事業所等で感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない ③放課後児童健全育成事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備え、それらの管理を適正に行わなければならない	参酌
第15条	運営規程	・事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない	参酌
第16条	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	・職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない	参酌
第17条	秘密保持等	①職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない ②職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない	参酌
第18条	苦情への対応	①行った支援に関する苦情に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない ②行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない ③運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない	参酌
第19条	開所時間及び日数	①開所時間について次に掲げる区分に応じ定める時間以上を原則として、保護者の労働時間等を考慮して、事業所ごとに定める (1)休日：1日につき8時間 (2)平日：1日につき3時間 ②開所日数について1年につき250日以上を原則として、保護者の労働日数等を考慮して事業所ごとに定める	参酌
第20条	保護者との連絡	・保護者と密接な連絡をとり、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない	参酌
第21条	関係機関との連携	・市、児童福祉施設、小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない	参酌
第22条	事故発生時の対応	①利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない	参酌
附　則			

第1項	施行期日	・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日又はこの条例の施行の日いずれか遅い日から施行する	―
第2項	職員の経過措置	・職員の経過措置について	従う
第3項	流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正	・流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例第4条（見出しを含む。）中「学童保育指導員」を、「放課後児童支援員」に改める	―

第3回定例会資料　No.3

条例委任する場合の基準設定の類型

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準	○「標準」とは、通常よるべき基準	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準
	○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない	○条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない	○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備　　考	「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法 「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ	「標準」と異なる内容について説明責任 ⇒　合理的な理由がない場合は違法 「準則」も同じ	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒　基準の範囲を超える場合は違法 「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ

議案第５４号

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

用語説明

用　　語	説　　明
確認制度	市町村が、教育・保育施設や事業者に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度をいう。
支給認定	新制度において教育・保育給付を希望する際は、給付を受ける資格を有すること及び該当する子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けることとされている。
１号認定子ども	満３歳以上の小学校就学前子どもで、保育の必要のない子どもをいう。
２号認定子ども	満３歳以上の小学校就学前子どもで保育の必要がある子どもをいう。
３号認定子ども	満３歳未満の小学校就学前子どもで保育の必要がある子どもをいう。
支給認定保護者	支給認定に係る保護者をいう。
支給認定子ども	支給認定に係る小学校就学前子どもをいう。
支給認定証	小学校就学前子どもの区分、保育必要量等を記載した認定証をいう。
支給認定の有効期間	内閣府令で定める期間をいう。
特定教育・保育施設	市町村が施設型給付費を支払う対象の施設として確認する教育・保育施設をいう。
特定教育・保育	支給認定子どもが、特定教育・保育施設から受ける教育・保育をいう。
法定代理受領	新制度における給付の形は、性質的には利用者への個人給付であるが、実際の運営上は法定代理受領という仕組みで施設に給付される。施設側が確実にその給付を教育・保育に充てることができるよう、市町村から直接施設に給付が渡る仕組みとなっている。
特定地域型保育事業者	市町村が地域型保育給付費を支払う対象の施設として確認する地域型保育施設をいう。
特定地域型保育	支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から受ける地域型保育をいう。
特別利用保育	３歳以上保育の必要でない子どもの区分である１号認定子どもに対し、保育所が提供する保育をいう。
特別利用教育	３歳以上保育の必要な子どもの区分である２号認定子どもに対し、確認を受ける幼稚園が提供する教育をいう。
特別利用地域型保育	３歳以上保育の必要でない子どもの区分である１号認定子どもに対し、特定地域型保育事業が提供する保育のこと。
特定利用地域型保育	３歳以上保育の必要な子どもの区分である２号認定子どもに対し、特定地域型保育事業が提供する保育のこと。
施設型給付費	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付のこと。公定価格から利用者負担額を差し引いた額を施設型給付費という。
地域型保育給付費	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付のこと。公定価格から利用者負担額を差し引いた額を地域型保育給付費という。
特例施設型給付費	支給認定子どもが緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けた際や、１号認定子どもが特別利用保育を受けた場合、２号認定子どもが特別利用教育を受けた場合に、市町村が施設に対し支払うことが出来る給付をいう。
特例地域型保育給付費	支給認定子どもが緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けた際や、１号認定子どもが特別利用地域型保育を受けた場合、２号認定子どもが特定利用地域型保育を受けた場合に、市町村が事業者に対し支払うことが出来る給付をいう。